

令和2年5月27日

教職員各位

福山大学
事務局長 吉留 義史

夏季の省エネルギー対策について

本学においては、政府の新型コロナウイルス感染拡大防止対策により臨時休業を行うとともに、遠隔授業を実施している状況ではございますが、夏季の冷房シーズンを迎えると、電気需要量の今までに増しての増加が見込まれます。

省エネ法により本学は第二種エネルギー管理指定事業場（※注1）となっており、毎年前年度エネルギー使用の1%以上の省エネ目標が課せられています。

教職員の皆様においては下記の節電を心掛けていただき、ひいては経費節減にご協力願います。

記

1. エアコンの冷房温度は28℃に設定すること。

フィルターの汚れは過剰な電力消費及び故障の原因になるので、研究室及び実験室のフィルター清掃を実施すること。

2. パソコン等OA機器は、使用しない時はシャットダウンなど電力消費軽減の努力を行うこと。

3. 長期間使用しない実験機器等及び電気製品のプラグをコンセントから抜くこと。

4. 廊下・トイレなどの照明は、必要でない時は消灯しておくこと。

5. 昼休みは、原則、部屋の照明を消灯すること。

6. 研究室等を授業等で留守にする場合は、照明・エアコンを必ず消すこと。

7. 使用していない教室・実験室・研究室等の照明・エアコンは必ず消すこと。 教室については授業終了時に各教員において必ず消すこと。

冷房使用期間は、7月1日より9月中旬とする。ただし、授業等をしている講義室は、室温によって適宜使用すること。

8. クールビズの実施（6月1日～9月30日）

原則として軽装（ノーネクタイ、ノージャケット）で業務を行うこと。

ただし、教育機関の教職員としてTP0をわきまえた服装とすること。

※注1 第二種エネルギー管理指定事業場とは、年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場のことをいいます。